

2009年5月

結論の根拠

公開草案 ED/2009/5

# 公正価値測定

コメント募集期限：2009年9月28日

ASBJ



FASF



International  
Accounting Standards  
Committee Foundation®

**公開草案**  
**公正価値測定**  
**の結論の根拠**

コメント募集期限：2009年9月28日

ED/2009/5

This Basis for Conclusions accompanies the proposed International Financial Reporting Standard (IFRS) set out in the exposure draft Fair Value Measurement (see separate booklet). Comments on the draft IFRS and its accompanying documents should be submitted in writing so as to be received by **28 September 2009**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website ([www.iasb.org](http://www.iasb.org)), using the ‘Open to Comment’ page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The International Accounting Standards Board (IASB), the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright© 2009 IASCF®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IASCF’s copyright and sets out the IASB’s address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IASCF.

This Japanese translation of the IASB’s draft IFRS and its accompanying documents contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IASCF. The Japanese translation is copyright of the IASCF.



The IASB logo/the IASCF logo/‘Hexagon Device’, the IASC Foundation Education logo, ‘IASCF Foundation’, ‘eIFRS’, ‘IAS’, ‘IASB’, ‘IASC’, ‘IASCF’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘International Accounting Standards’, ‘International Financial Reporting Standards’ and ‘SIC’ are Trade Marks of the IASCF.

**Additional copies of this publication may be obtained from:**  
**IASCF Foundation Publications Department,**  
**1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.**  
**Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749**  
**Email: [publications@iasb.org](mailto:publications@iasb.org) Web: [www.iasb.org](http://www.iasb.org)**

**公開草案**  
**公正価値測定**  
**の結論の根拠**

コメント募集期限：2009年9月28日

ED/2009/5

本結論の根拠は、公開草案「公正価値測定」(別の冊子参照)で提案されている国際財務報告基準(IFRS)(案)に付属するものである。本IFRS(案)及び付属文書に対するコメントは、**2009年9月28日**までに届くよう、文書で提出されなければならない。回答者は、IASBのウェブサイト(www.iasb.org)に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は回答者が守秘を要求しない限り公開の記録として取り扱われる。しかしながら、そのような要求は商業的な守秘事項などの正当な理由がない限り、通常は認められない。

国際会計基準審議会(IASB)、国際会計基準委員会財団(IASCF)、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行う、或いは行為を控える人に対して生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、当該損失に責任を負うものではない。

コピーライト © 2009 国際会計基準委員会財団(IASCF) ®

すべての権利は保護されている。本IFRS(案)及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーがIASCFの著作権であることを識別でき、かつ、IASBのアドレスを完全に表示している場合に限って、IASBへ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるもの)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IASCFによる書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれているIASBの本IFRS(案)及び付属文書の日本語訳は、国際会計基準委員会財団(IASCF)の著作物である。日本語訳は、IASCFが指名したレビュー委員会による承認を経ていない。



IASB及びIASCFのロゴである‘Hexagon Device’、IASCF財団教育ロゴである‘IASCF Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC’、‘IASCF’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘国際会計基準’、‘国際財務報告基準’及び‘SIC’はIASCFの商標である。

**本出版物の追加のコピーは、IASCF財団から入手できる。**

**Publications Department, 1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.**

**Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749**

**Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org**

## 目 次

項

## 公開草案「公正価値測定」に関する結論の根拠

イントロダクション	BC1-BC14
背 景	BC2-BC14
測 定	BC15-BC97
公正価値の定義	BC15-BC22
現在出口価格	BC23-BC75
資産又は負債	BC31-BC35
取引：一般原則	BC36
取引：参考市場	BC37-BC41
市場参加者	BC42-BC45
価格	BC46-BC48
資産への適用：最有効使用	BC49-BC55
資産への適用：評価前提	BC56-BC66
負債への適用：一般原則	BC67-BC72
負債への適用：不履行リスク	BC73-BC74
負債への適用：制限	BC75
当初認識時の公正価値	BC76-BC79
評価技法	BC80-BC83
公正価値ヒエラルキー	BC84-BC97
レベル1のインプット	BC86-BC87
レベル2のインプット	BC88
レベル3のインプット	BC89-BC92
ビッド価格及びアスク価格を基にしたインプット	BC93-BC97
開 示	BC98-BC106
感応度分析	BC102-BC104
評価手法及び評価手法へのインプット	BC105
中間財務報告	BC106
発効日及び経過規定	BC107-BC108
新興市場での適用	BC109
米国会計基準とのコンバージェンス	BC110
費用対効果	BC111-BC116

## 公開草案「公正価値測定」に関する結論の根拠

本結論の根拠は、本 IFRS の公開草案に付随するが、その一部を構成するものではない。

### イントロダクション

BC1 本結論の根拠は、公開草案の提案を開発する上での国際会計基準審議会（IASB、以下「当審議会」という）の検討事項をまとめている。本結論の根拠には、特定の考え方を採用し、それ以外のものを採用しなかった理由が含まれている。議論での重点の置き方は、各審議会メンバーにより異なるものであった。

### 背景

BC2 複数の IFRS において、企業は、資産、負債若しくは持分金融商品の公正価値を測定又は開示することを、要求又は許容されている。しかし、それらの IFRS は、公正価値の測定方法について、統一されておらず、時には限られたガイダンスしか提供していない。当該ガイダンスは断片的に作成されてきたため、公正価値に言及している IFRS の間に分散している。当該ガイダンスの不整合が、財務報告の複雑性を増してしまっている。

BC3 この点を改善するために、2005年9月、当審議会は、公正価値の意味を明確にし、IFRS における適用に関するガイダンスを提供するためのプロジェクトを、そのアジェンダに加えた。公開草案はそのプロジェクトの結果であり、公正価値の定義、公正価値測定フレームワーク及び公正価値測定に関する開示を提案している。

BC4 これらの提案は、他の IFRS が公正価値測定や開示を要求又は許容している場合に適用される。これらの提案は、IAS 第2号「棚卸資産」の正味実現可能価額又は IAS 第36号「資産の減損」の使用価値のような、ある部分については公正価値に類似しているが、公正価値で測定することを目的としない測定には適用しない。

BC5 これらの提案は、新しい公正価値測定を導入するものではなく、公正価値測定の実行可能性上の適用例外（例：企業が当初認識時に生物資産の公正価値を信頼性をもって測定できない場合の IAS 第41号「農業」の例外）を消去するものでもない。言い換えれば、当該提案は、「どのように」企業が公正価値を測定し、公正価値の情報を開示すべきかを定めるものである。つまり、「いつの時点で」企業は資産及び負債を公正価値で測定すべきかを定めるものではない。

BC6 2005年9月、当審議会はコメントとしてカナダ会計基準審議会のスタッフによるディスカッション・ペーパー「財務会計上の測定基礎—当初認識時の測定」を公表した。当審議会は86のコメント提供者からコメント・レターを受領した。2007年1月及

び2月に、IASB及び米国財務会計基準審議会（FASB）は広く測定について議論するために、ラウンドテーブル会合を開催した。そのラウンドテーブル会合は公正価値測定に焦点を絞ったものではなかった。当該ディスカッション・ペーパーに対するコメント及びラウンドテーブル会合での内容からは、概念フレームワークに関する当審議会のプロジェクト（FASBとの共同プロジェクト）の中の測定フェーズへの意見が与えられた。

BC7 2006年11月、当審議会は、予備的見解を作成する基礎として米国財務会計基準書第157号「公正価値測定（SFAS第157号）」を用いて、ディスカッション・ペーパー「公正価値測定」を公表した。SFAS第157号とIFRSの公正価値測定ガイダンスの大半が整合していること及び米国会計基準とのコンバージェンスを高める必要性を鑑みて、当審議会はその出発点として、SFAS第157号の関連する解釈的ガイダンスと併せてSFAS第157号を出発点とした。当審議会は、136のコメント提供者からのコメント・レターを受領した。

BC8 2008年3月、当審議会はディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表した。当該ペーパーは、公正価値の議論も含んでいたが、その主目的は、特に公正価値が金融商品に関する適切な測定基礎となる場合などをはじめ、金融商品の報告をどのように単純化するかを検討することにあつた。言い換えれば、当該ペーパーは、「どのように」公正価値を測定するかではなく、「いつの時点で」企業は公正価値で金融商品を測定すべきなのかを取り扱っていた。しかし、当該ペーパーに対するコメントのいくつかは、当審議会が公正価値の測定方法について検討すべき情報を提供していた。当審議会は162のコメント提供者からコメント・レターを受領した。

BC9 本IFRS（案）の提案は、金融安定化フォーラムによる提言を踏まえて2008年5月に設立されたIASBの専門家諮問パネルによる検討事項も反映している。パネルは、市場がもはや活発でなくなった場合の金融商品の測定及び開示を取り扱っていた。IASBスタッフは、2008年10月にパネルの成果に関するレポートを公表した。パネルの報告書「市場が活発でなくなった場合における金融商品の公正価値の測定と開示」は、IASBのウェブサイトに公表されている。

BC10 2009年4月、FASBは、FASBスタッフ意見書FAS第157-4号「資産又は負債に係る取引量及び取引水準が著しく低下した場合の公正価値の決定及び秩序ある取引ではない場合の識別」（FSP）を公表した。当該FSPは、以下に関するガイダンスを提供している。

- (a) 資産又は負債の取引量及び取引水準が著しく低下した場合の公正価値の測定；及び



(b) 取引が秩序ある取引ではないことを示す状況の識別

BC11 IASB は、FSP のガイダンスはパネルの報告書と整合すると考えられるかどうかをコメント提供者に質問する「Request for views」を公表した。IASB は、専門家諮問パネルにも同じ質問を尋ねた。当審議会は「Request for views」に対して 69 のコメントを受領した。「Request for views」に対するコメント提供者及び専門家諮問パネルは、FSP はパネルの報告書と概ね整合するとしていた。その結果、当審議会は FSP からのガイダンスをこの公開草案に含めることを決定した。

BC12 2009 年 3 月、当審議会は「金融商品に関する開示の改善」を公表した。当該文書を受けて、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」が金融商品の公正価値測定に関する開示を向上させるために改訂された。また、金融商品に関連する流動性リスクに関する開示に対する現行の原則も強化された。

BC13 「公正価値」の公開草案を開発するにあたり、当審議会は、3つのディスカッション・ペーパー及び IFRS 第 7 号の公開草案に対するコメント提供者からのコメント並びに、IASB の基準諮問会議、アナリストの代表グループ、市場が活発でなくなった場合の金融商品の公正価値の測定及び開示に関する専門家諮問パネル、さらにその他の利害関係者からの意見も検討した。当審議会は、FASB の評価リソース・グループのメンバーが取り上げていた評価に関する論点も検討した。それを受けて、当審議会はディスカッション・ペーパー「公正価値測定」の予備的見解の一部を再検討し、明瞭にした。

BC14 当審議会は、公正価値測定に関する IFRS を開発するにあたり、当該公開草案に対するコメントを検討するつもりである。

## 測 定

---

### 公正価値の定義

BC15 公開草案は、公正価値を測定するためのフレームワークを提案している。当該フレームワークは、公正価値を測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）として定義する、核となる原則に基づく。

BC16 当該定義は、IFRS の現行の公正価値の定義に含まれる交換価格の概念を引継いでいる。

必要な知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換され、負債が決済され、又は付与した持分金融商品が交換されうる金額。

BC17 IFRS の現行の公正価値の定義と同様に、提案されている定義は、交換取引は仮想的なもので、かつ秩序あるもの（つまり、強制取引や投売りではない）であることを仮定している。しかし、現行の公正価値の定義は、

- (a) 企業が資産を購入するのか、売却するのかについて特定していない；
- (b) 負債を「決済する」の意味するものが、債権者に言及しておらず、必要な知識がある自発的な当事者と述べているので、不明瞭である；及び
- (c) 交換又は決済は、測定日に行われるのか、他の日に行われるのか明確に定めていない。

BC18 当審議会は、提案されている公正価値の定義により、そうした不備が解消されると考える。また公正価値は秩序のある取引を前提にしていることがより明瞭に伝わる。

BC19 IFRS における公正価値をどのように定義すべきかを決めるにあたり、当審議会は IFRS 第 3 号「企業結合」を改訂するためのプロジェクトで実施された作業を検討した。当該プロジェクトでは、当審議会は、米国会計基準と IFRS の公正価値の定義の違いにより、企業結合において取得した資産及び引受けた負債の測定額が異なることになるかどうかを検討した。

BC20 当審議会は、サンプルの企業結合において取得された同一の資産及び引受けられた同一の負債の評価を伴うケース・スタディに、評価専門家の参加を要請した。結果として、当審議会は、取引コストはどちらの定義においても公正価値の構成要素となっていないので、そうした差異が生じる可能性が低いことを確認した。当審議会は、市場ベースの測定目的及び負債に関する不履行リスクという 2 つの一般的分野において、基本的には同じ概念を明瞭に説明するために、定義では異なる表現が用いられていることに気付いた。

BC21 しかし、評価専門家は、特定の分野における潜在的な違いを識別した。例えば、SFAS 第 157 号は公正価値を市場参加者間の出口価格として定義しており、IFRS は公正価値を独立第三者間取引条件における交換価格として定義している。評価専門家は、企業結合において取得された資産又は引受けられた負債に関する出口価格は、以下に該当する場合には交換価格（入口又は出口価格）と異なる可能性があることを、当審議会に伝えた。

- (a) 取得された資産について企業の意図する使用が、最有効使用とは異なる場合。又は
- (b) 負債が、第三者に移転するのではなく、債権者との決済を基に測定され、企業がそれらの測定の間には違いが存在すると判断している場合。BC69 項及び BC70 項で、

この移転と決済に係る概念に違いが存在するかどうかについて説明している。

BC22 しかし、当審議会は SFAS 第 157 号 A12 項に定められる「防御価値」を基に資産を測定する方法は開発途上にあり、生じる違いの重要性を判断するには時期尚早であることを理解していた。企業が企業結合で引受ける負債の公正価値を測定するために異なる評価技法を用いるかどうか、明確ではない。

### 現在出口価格

BC23 ある資産又は負債の出口価格は、測定日における市場参加者の観点からの当該資産又は負債に関連する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローについての期待を具体的に示している。企業は資産を使用するか、資産を売却することにより、資産からキャッシュ・インフローを生み出す。企業が資産を売却するのではなく、使用することによって、資産からキャッシュ・インフローを生み出すつもりであっても、出口価格は、資産を同じ方法で使用すると想定される市場参加者に資産を売却することにより、資産の使用から生じるキャッシュ・フローに関する期待を具体的に示す。したがって、当審議会は、企業が資産を使用する意図である、又は売却する意図であるかに関係なく、出口価格は常に公正価値の適切な定義になると考える。

BC24 同様に負債では、企業が時の経過に伴い負債を履行するにつれ、又は別の当事者に負債を移転するときに、現金（又はその他の経済的資源）のアウトフローが生じる。企業が時の経過に伴い負債を履行するつもりであっても、出口価格は、市場参加者である譲受人が最終的に負債の履行を要求されるので、関連するキャッシュ・アウトフローの期待を具体的に示す。したがって、当審議会は、企業が負債を履行するつもりであるか、負債を履行する別の当事者に移転するつもりであるかに関係なく、出口価格は常に公正価値の適切な定義になると考えている。

BC25 提案されている公正価値の定義を開発するにあたり、当審議会は、IASB 又はその前身組織が、それぞれの公正価値の測定基礎が現在出口価格を意図していたかどうかを評価するために、IFRS で要求又は許容されている公正価値測定について基準ごとのレビューを行った。もし現在出口価格が明らかにその意図するものではなかったとしたら、当審議会は当初、その目的を説明するために別の測定基礎を用いることを検討していた。他に考えられた測定基礎の候補としては、「現在入口価格」があった。当審議会は、現在入口価格を次のように定義した。

測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の購入のために支払うであろう価格又は負債の引受によって受け取るであろう価格（負債を引き受けるために企業に課される価格を含む）。

BC26 公正価値と同様、現在入口価格の定義は、測定日における市場参加者間の秩序あ

る取引を仮定している。それは、例えば、当該取引が独立第三者間取引ではない場合などにおいては、必ずしも企業が資産を取得するために支払う又は負債を負うために受け取る実際の価格と同じにはならない。

BC27 基準ごとのレビューを行っている間に当審議会は様々な当事者に、IFRS の個々の文脈における「公正価値」を、現在入口価格又は現在出口価格のいずれとして実際に解釈しているかについてのインプットの提供を要請した。当審議会は、公正価値を現在出口価格として定義するか、又は「公正価値」という用語を削除し、「公正価値」という用語を用いている各 IFRS における測定目的に応じて「現在出口価格」か「現在入口価格」という用語を使うかについて決定する際に、そのフィードバックを利用した。

BC28 基準ごとのレビューを行った結果、当審議会は、現在入口価格及び現在出口価格は、それらが同じ市場で同じ形式により同じ日に同じ資産又は負債に関係する場合には等しくなると結論付けた。<sup>\*</sup>したがって、当審議会は、市場ベースの測定目的（つまり、公正価値）を伴う場合には IFRS において現在入口価格と現在出口価格とを区別することは不必要だと考え、公正価値を現在出口価格として定義することに決定した。

BC29 当審議会は、いくつかの IFRS の公正価値の測定規定が、現在出口価格と整合しないと判断した。そうした公正価値測定については、公開草案は、その範囲から当該測定を除外するか（つまり、要求払いの金融負債の測定）、又は「公正価値」という用語を意図する測定目的を反映する他の用語に入れ替えるために、関連する IFRS を改訂するか（つまり、株式報酬取引及び企業結合の再取得権利に関して）のいずれかを提案している（本 IFRS（案）の D4 項、D5 項及び D7 項参照）。

BC30 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、公正価値を当初認識時における現在出口価格として定義することは、営業資産（例：企業結合で取得した有形固定資産）に関して不適切になると主張する者もいた。当審議会は、現在出口価格は、資産を使用することにより、又は資産を他の市場参加者に売却することにより経済的便益を生み出す市場参加者の能力を考慮していることに注目した。BC61 項から BC63 項で説明するように、現在再調達原価が、それらの資産に関する出口価格を算定する際に重要な役割を果たす。

## 資産又は負債

BC31 公正価値測定は、例えば、資産の状態及び場所、並びにもし存在する場合には、

---

<sup>\*</sup> これらの状況では入口価格と出口価格は等しくなるという主張に関して、同じ市場の入口価格と出口価格の潜在的な差異として、ビッド・アスク・スプレッドを例に出して、疑問を示した者もいた。結論に至るにあたり、当審議会は、そのような差異が存在する可能性を認めたが、当該差異は、公正価値を測定する場合、当該価格には含まれない取引コストに帰属させることにした。

資産の売却又は使用に関する制限といった、資産又は負債の特徴を考慮する。資産の売却又は使用に関する制限は、市場参加者が測定日において資産をプライシングする際に当該制限を考慮する場合、その公正価値に影響を及ぼす。

BC32 公正価値測定には個々の資産又は負債を考慮するのか、資産又は負債のグループを考慮すべきなのかどうかについて定めている IFRS もある。例えば、IAS 第 36 号は、回収可能価額を評価する場合、企業は、キャッシュを生み出す単位に関する売却費用控除後の公正価値を測定すべきであると定めている。

BC33 金融商品に関して、ディスカッション・ペーパー「公正価値測定」及び「金融商品の財務報告における複雑性の低減」の当審議会の予備的見解では、その測定目的は個々の金融商品レベルで公正価値を測定することにあるとしている。言い換えれば、金融商品に関する会計単位は、単一の金融商品である。この結論は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」AG71 項及び AG72 項のガイダンスと整合する。\*

BC34 ディスカッション・ペーパー「公正価値測定」に対する多くのコメント提供者が、公正価値測定は大量保有要因を反映すべきであると主張した。大量保有要因は、金融商品を大量に保有することにより生じる非流動性を調整する。そうしたコメント提供者は、経験上、各金融商品を個々に売却するよりも、保有している金融商品を一括して売却する方が企業は単位当たりでは低い価格を受け取ることになると説明していた。

BC35 当審議会は、以下の理由から、公正価値に大量保有要因を含めないことを提案している。

- (a) IAS 第 39 号に定められている通り、出口取引で表される会計単位は、個々の金融商品である。
- (b) 市場参加者である売り手は、金融商品にとって最も有利な価格で取引を行うはずである。各金融商品を個別に売却するのではなく全保有を売却するため有利ではない価格で売却することになる特定の企業の決定は、その企業にとっての固有の要因である。

### 取引：一般原則

BC36 資産を売却する又は負債を移転する取引は、当該資産を保有する又は当該負債を負う市場参加者の観点から考慮される測定日における仮想的な取引である（つまり、取引に影響を及ぼす可能性がある企業固有の要因を考慮しない）。当然、報告企業がその日に取引を行う意図又は能力を有している必要はない。

---

\* 付録 D の D29 項は、会計単位に関する規定を、AG71 項及び AG72 項から新規の 48B 項に移管することを提案している。

**取引：参考市場**

BC37 ディスカッション・ペーパー「公正価値測定」において、当審議会は、公正価値測定は、資産の売却又は負債の移転について、当該資産又は負債の主要な市場で行われることを仮定する、又は主要な市場が存在しない場合は、当該資産又は負債に関する最も有利な市場で実施されることを仮定するとの予備的見解を示した。

BC38 当審議会は、ほとんどのケースで、資産又は負債にとっての主要な市場は最も有利な市場になること、及び企業は測定日においてどの市場が最も有利であるかを判断するために異なる市場を継続的に監視する必要はないことを結論付けていたのでそのような予備的見解に至った。さらに、当審議会は、主要な市場は最も流動性の高い市場であり、そのため公正価値測定にとり最も代表的なインプットを提供すると考えていた。

BC39 コメント提供者は全般的に当審議会の予備的見解に同意していたが、企業は最も有利な市場で取引を行う可能性が最も高いと説明した。コメント提供者の中には、公正価値測定は、企業が通常取引を行う、又は取引を行う予定の市場における価格を反映すべきであるとの提案を行う者もいた。そうしたコメント提供者は、それが最も有利な市場になる可能性が高いと主張した。

BC40 当審議会は、これらのコメント提供者に同意し、ほとんどの企業は利益を最大化することを目的としていると述べた。したがって、公開草案は、資産の売却又は負債の移転は、企業がアクセスできる最も有利な市場において行われることを公正価値測定の仮定とすべきであると提案している。当審議会は、調査コストに関する懸念を緩和するために、企業は最も有利な市場を識別するために全ての可能性のある市場に関してあらゆる調査を行う必要はないことを明確にした。さらに、企業は、通常、最も有利な市場において、資産又は負債に関する取引を行うと推定される。

BC41 コメント提供者の中には、資産又は負債に関して観察可能な市場が存在しない場合に取引が行われるであろう市場をどのように決定するかについて疑問を呈する者もいた。当審議会は、「市場」はその存在が観察できる必要はない、例えば、資産又は負債に関する組織化された取引が存在する必要はないことに注目した。その結果、公開草案は、そのような場合には、企業は、当該資産又は負債に関する取引を行うであろう市場参加者の特徴を考慮すべきであることを明確にしている（本 IFRS（案）の第 13 項及び第 14 項参照）。

**市場参加者**

BC42 公開草案は、公正価値測定は市場に基礎を置く測定であり、企業固有の測定ではないことを強調している。したがって、公正価値測定は、市場参加者が資産又は負債

をプライシングする際に用いるであろう仮定を用いる。市場参加者とは、資産又は負債に関する最も有利な市場における買い手と売り手をいう。

BC43 IFRS の現行の公正価値の定義は、「独立第三者間取引における必要な知識がある自発的な当事者」に言及している。当審議会は、これは公開草案で提案されている市場参加者の定義と同じ概念を表しているが、現行の定義は明瞭さに欠けると考えている。公開草案は、市場参加者を、お互いに独立している（関連当事者ではない）、資産又は負債について知識を有している、並びに資産又は負債に関する取引を行う能力があり、かつ自発的に実行する意思があると定義している。

BC44 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、報告企業は他の市場参加者が入手できない情報にアクセスできる可能性がある（情報の非対称性）ということを経験すると、市場参加者が資産又は負債について報告企業と同じくらいの知識を有しているかどうかについて、疑問を呈する者もいた。

BC45 当審議会の見解では、市場参加者が自発的に資産又は負債に関する取引を自ら行う意思がある場合、市場参加者は、資産又は負債について知識を有するようになるために必要な、通常かつ慣習的なデューデリジェンスをはじめとする、一定の努力を行うであろうし、何らかの関連するリスクを測定に織り込むであろう。市場参加者及び報告企業は、どちらも完全に知識を有してはいないが、資産又は負債について等しく知識を有すると推定される。言い換えれば、公正価値測定は、情報の不確実性（つまり、企業が将来キャッシュ・フローの時期や金額について完全な情報を有していないことにより直面する不確実性）を反映するが、情報の非対称性は反映しない。

## 価格

BC46 当審議会のディスカッション・ペーパーにおける予備的見解は、資産を売却する又は負債を移転する際に企業に発生するコスト（取引コスト）について、公正価値を測定するために用いられる価格から（資産の場合）減額する、又は（負債の場合）増額してはならないというものであった。

BC47 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、取引コストは資産又は負債に関する取引を行う際に不可避なものであると述べる者もいた。しかし、当審議会は、取引コストは特定の企業がどのように取引を行うかに応じて異なる可能性があることに留意した。したがって、公開草案は、取引コストは資産又は負債の特徴ではないが、取引の特徴であると提案している。企業はそれらのコストを関連するIFRS に準拠して会計処理する。

BC48 取引コストは、輸送コストと異なる。輸送コストとは、最も有利な市場に資産を輸送するために発生するコストをいう。取引コストは、取引から生じ、資産又は負債

の特徴を変化させることはない。一方で、輸送コストは、資産の特徴（資産の存在する場所）を変化させる事象（輸送）から発生する。したがって、公開草案は、場所が資産の特徴である場合、最も有利な市場の価格は、資産を当該市場に輸送するために発生するコストについて調整されなければならないと提案している。

### 資産への適用：最有効使用

BC49 最有効使用とは、多くの非金融資産（例：不動産）の価値を測定するために使用される評価概念である。広義には、資産の最有効使用とは、当該資産又は当該資産が市場参加者により使用される資産又は負債のグループ（例：事業）の価値を最大にする使用をいう。

BC50 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、市場参加者が企業の現在の使用とは異なる資産の使用をするかどうかをどのように判断するかについて疑問を呈する者もいた。公開草案は、資産の現在の使用が最有効使用ではないことを示す証拠が存在しない場合には、企業はその他の潜在的な使用に関してあらゆる調査を行う必要はないと明確に定めている。

BC51 当審議会の見解では、金融資産には他の使用方法はない。例えば、企業は証券化のために金融資産をリパッケージしたり、条件変更したりすることがあるが、それらの行動により当該金融資産の特徴は変更され、当該金融資産は別の資産に転じることになる。公正価値測定の目的は、測定日に存在する資産を測定することにある。

BC52 当審議会は、最有効使用の概念を負債には適用しないという結論に達した。企業は、異なる方法によって負債を履行する（通常の営業過程で履行する、相手方と直ちに決済する、又は他の当事者に直ちに移転する）ことにより、負債から生じるキャッシュ・フローを変更できる可能性がある。しかし、当審議会はこれらを他の使用とは考えていない。さらに、企業には他の市場参加者よりも効率的に負債を履行できる利点又は非効率な形でしか負債を履行できない不利な点が存在するが、そうした企業固有の要因は、公正価値に影響を及ぼすものではない。

BC53 公正価値は、市場参加者の視点から資産の最有効使用を考慮する。企業がある資産を取得するが、競争上又はその他の理由により、それを積極的に使用する意図がない又は他の市場参加者と同じ方法で資産を使用する意図がない場合（例：無形資産が競争相手の手に渡らないよう取得企業により取得されるため「防御価値」をもたらす場合）でさえもこの前提を考慮する。2008年にIFRS第3号を改訂した際、当審議会は、企業はそのような資産を公正価値で認識しなければならないと決定した。本IFRS（案）は、そのような資産の公正価値を測定する場合のガイダンスを定めている（第19項参照）。



BC54 財務諸表利用者は、資産グループの中での最有効使用が、企業の現在の使用と異なる場合、資産をどのように会計処理すべきかについて検討するよう当審議会に要請した。例えば、工場の公正価値は、工場が建つ土地の価値に連動する。工場の公正価値は、土地に、工場を廃棄することを前提にするその他の使用方法が存在する場合、工場の価値はゼロになるであろう。当審議会は工場をゼロで測定することは、企業が当該工場をその営業活動で使用している場合、意思決定有用な情報をもたらさないと結論付けた。実際には、利用者は、営業活動からキャッシュ・フローを生み出すときに費消される経済的資源を評価できるように、当該工場に関する減価償却を把握したいと考えるだろう。

BC55 したがって、本 IFRS (案) は、第 20 項において、企業は資産グループの公正価値を次の構成要素に分解することを提案している。

- (a) 現在の使用を前提とした場合の資産の価値（つまり、現在の使用が最有効使用であるとした場合、それら資産の公正価値となるであろう金額）
- (b) 資産の公正価値と現在の使用における価値との差額（つまり、資産グループの増分価値）

#### **資産への適用：評価前提**

BC56 最有効使用の概念の適用するために、公開草案は、資産の公正価値を測定する場合に関連性のある 2 つの評価前提を識別している。

- (a) 使用の評価前提は、資産の最有効使用が、他の資産及び負債と一緒にグループとして資産を使用する場合に適用される。使用の評価前提は、出口価格が、当該資産を使用してキャッシュ・インフローを生み出すのに必要な他の資産及び負債（一緒に使用すべき資産及び負債）を有している又は入手可能である市場参加者に対する売却価格であることを前提とする。
- (b) 交換の評価前提は、資産の最有効使用が、単独で資産を使用する場合に適用される。交換の評価前提は、売却は資産を単独で使用する市場参加者に対して行われることを前提とする。

BC57 当審議会は、効率的な市場では、交換の評価前提を用いて算定される価格は、市場参加者が分散ポートフォリオに当該資産を保有することで得る便益を反映するため、交換の評価前提は、金融資産をプライシングする際に用いられるべきであると結論付けた。したがって、企業はポートフォリオに当該資産を保有することで増分便益を得ることはない。

BC58 次の項は、評価前提に関する一般的な質問に答えている。

- (a) 使用の評価前提により資産グループ全体の公正価値からの配分が生じることになるか (BC59 項)
- (b) 使用の評価前提は出口価格と両立するのか (BC60 項)
- (c) 特殊機械の出口価格は、そのスクラップ価額と等しくなるか (BC61 項から BC63 項)
- (d) 使用の評価前提は、使用価値と同じ結果に繋がるか (BC64 項)
- (e) 使用の評価前提は、剥奪価値と整合しているか (BC 第 65 項及び BC66 項)

#### 単一資産に関する使用の評価前提

BC59 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者は、使用の評価前提に基づく、資産グループの公正価値の個々の資産への配分に関するガイダンスを要請した。公開草案は、使用の評価前提も交換の評価前提も、測定される資産は資産グループや事業の一部としてではなく、単独で売却されることを仮定すると明確に説明している。したがって、使用の評価前提が用いられる場合であっても、資産の出口価格は当該資産の単独の価格となる。それは、資産グループ全体に対して算定される公正価値の配分ではない。

#### 使用の評価前提及び出口価格

BC60 ディスカッション・ペーパーに対する多くのコメント提供者が、使用の評価前提と公正価値の定義に含まれている交換概念の間の矛盾を認識していた。当審議会は、それらのコメントを検討したが、矛盾は存在しないとの結論に至った。ある資産の最も有効使用が使用である場合、市場参加者である買い手は、当該使用を反映する価格を自発的に支払うであろうし、市場参加者である売り手は、それより低い価格を自発的には受け取らないであろう。したがって、使用の評価前提は、市場参加者が資産を使用することから生じると期待するキャッシュ・フローを考慮する。したがって、公開草案は、出口価格は、資産を使用するか、資産を第三者に売却するかのいずれかにより経済的便益を生み出す市場参加者の能力を考慮すると明確に説明している。

#### 残存価格

BC61 コメント提供者の中には、例えば製造過程において、他の資産と一緒に使用される場合に重大な価値を有するが、一緒に使用すべき資産を有していない他の市場参加者にとってはスクラップとして売却されればほとんど価値を有しない特殊な資産に関して、出口価格の概念を用いることに懸念を表す者もいた。彼らは、出口価格はスクラップ価値を基にすることになり（観察可能な市場価格を他のインプットより優先することを要求する規定を前提とした場合、BC85 項参照）、企業が営業活動で当該資産を

使用することで生み出されると期待する価値を反映しないと懸念していた。しかし、公開草案は、そのようにはならないことを明確に説明している。こうした状況では、使用の評価前提が適切となるため、個々の資産のスクラップ価値は適切とはならない。つまり、出口価格は、自己の営業活動において当該特殊な資産を使用するために必要な、一緒に使用すべき他の資産及び負債を有している、又は入手可能である市場参加者に対する資産の売却を反映する。実際、市場参加者である買い手はそのような特殊な資産を保有する企業の事業を引継ぐ。

BC62 そのような状況においては、入手可能であるとしても市場価格が、特殊な資産が事業に貢献する価値を捕捉する可能性は少ない。市場価格が資産の特徴を捕捉していない場合（例：当該価格が使用の評価前提ではなく、スクラップ価格のような交換の評価前提を表している場合）、当該価格は公正価値を表さない。そのような状況では、企業は、状況や入手可能となる情報に応じて、割引キャッシュ・フロー（インカム・アプローチ）や資産を再調達又は再生成するためのコスト（コスト・アプローチ）を用いて公正価値を測定する必要がある。本 IFRS（案）の第 38 項から第 40 項は、公正価値を測定する際の評価技法の利用について説明している。

BC63 当審議会は、使用の評価前提を用いる有形資産を測定することに関し、現在再調達原価アプローチの基礎となる原則（経済的代替の法則）を支持した。経済的代替の法則では、市場参加者はある資産について、その資産の用役能力を再調達し得る金額より多くの金額を支払うことはないとしている。当然資産の公正価値は、その現在再調達原価を超えることはない。当審議会は、企業が使用の評価前提を用いて有形資産の公正価値を測定するにあたって、マーケット・アプローチ評価技法を用いることができる可能性は実際には低いことを認めている。

## 使用価値

BC64 使用の評価前提を用いる公正価値測定の目的は、IAS 第 36 号に定められる使用価値の目的とは異なる。使用価値は、企業が資産（又は資産グループ）から得ることを期待する将来キャッシュ・フローを反映しており、市場参加者の期待を反映するために当該キャッシュ・フローを調整することはない。その結果生じる価値は企業固有の価値である。対照的に、使用の評価前提を前提とする公正価値測定は、企業固有の測定ではなく、市場ベースの測定である。しかし、その他の多くの点については、使用の評価前提を前提とする公正価値測定は、市場に基づく使用価値と同じになる可能性が高い。

## 剥奪価値

BC65 剥奪価値（「企業にとっての価値」とも言われる）として知られるアプローチを用

いて資産を測定することを支持する者もいる。剥奪価値は、測定されている資産が剥奪されたとした場合に、企業が被るであろう損失を表す。剥奪価値は、資産の再調達原価（つまり、企業が資産を再調達するために支払う必要がある金額）と、資産の回収可能価額のいずれか低い方になる。資産の回収可能価額は、その正味実現可能価額（資産を売却することにより得られる、売却費用控除後の金額）と、その使用価値（事業内での資産の継続的使用及び資産の最終処分から生じる将来正味キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方になる。

BC66 剥奪価値は、本 IFRS（案）の第 38 項(c)に説明されるコスト・アプローチと、再調達原価が両方のアプローチにとって不可分となるという点で類似している。剥奪価値を用いる場合、資産の再調達原価は、それが資産の回収可能価額を超過する場合には、減額される。本 IFRS（案）に説明されるコスト・アプローチを用いる場合、資産の再調達原価は、資産の用役能力を反映するように、劣化要因について修正される。剥奪価値とコスト・アプローチの基本的な相違点は、剥奪価値が、資産を再調達するためのコストに関する企業の見積りなど、企業固有の情報に基づくものである一方で、コスト・アプローチは市場参加者の仮定を用いるということにある。2つのアプローチは、一定の状況では同様の結果をもたらすが、企業固有な点に焦点を当てる剥奪価値は、市場に焦点を当てる公正価値と、概念上、又は時として実務上も整合しない。

### 負債への適用：一般原則

BC67 公開草案は、公正価値測定は負債が測定日に市場参加者へ移転されると仮定することを提案している。負債は市場参加者に移転されるので、負債は継続し、市場参加者である譲受人は負債の履行を求められる。つまり、負債は相手方との間で決済されたり消滅したりしない。

BC68 多くの場合、企業は負債を第三者に移転することを意図しない可能性がある。例えば、市場と比較したときに、企業独自の内部資源を使用して負債を履行する方がより有益となるような利点を企業が有している場合がある。公正価値測定は、市場と比較した場合の、履行又は決済に関する企業の有利、不利を判断するための基準として用いることができる市場ベンチマークを定めている。したがって、負債が公正価値で測定される場合、企業独自の内部資源を使用して負債を決済する際の企業の相対的効率性は、決済の過程で損益に表され、決済の前に表されることはない。

BC69 当審議会の見解では、負債を負う市場参加者の観点からの負債の公正価値は、負債が決済されるか移転されるかに関係なく、同じとなる。なぜなら、負債の決済及び移転は両方とも、直接又は間接的に発生する全てのコストを反映しており、また企業は市場参加者である譲受人として同じリスクに直面することになるからである。

BC70 決済金額を算定する場合、企業は、企業がキャッシュ・アウトフローの時期及び金額について完全な知識を有してはいないと考えるであろう。企業はまた、債務を履行することも含む、全ての企業活動に関して利益を獲得したいとする欲求も考慮する。同様に、負債を引受けるにあたり要求する金額を決定する場合、市場参加者である譲受人は、キャッシュ・アウトフローの時期及び金額について完全な知識を有してはいないと考えると同時に債務の履行に関して利益を獲得したいと考える。結果として、当審議会は、同様の思考プロセスが、負債を決済する金額及び当該負債を移転する金額の両方を見積るのに必要とされるという結論に達した。

BC71 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、負債の移転に関して観察可能な市場価格が存在しない場合（例：負債の移転が法的に制限されている場合）、どのように公正価値を測定するのか懸念を表す者もいた。こうした状況では、公開草案は、企業は負債の公正価値を、相手方が対応する資産の公正価値を測定するために用いるであろう方法と同じ方法を用いて測定しなければならないと提案している。

BC72 したがって、当審議会の見解では、同じ市場における両方のポジションの解消を想定したとき、負債の公正価値は、適切に定義された対応する資産（つまり、その特徴が負債の特徴を映し出す資産）の公正価値に等しくなる。そうした決定に至るにあたり、当審議会は、非流動性の影響が、それらの価値に差異をもたらす可能性があるかについて検討した。当審議会は、非流動性の影響は、信用に関連する影響と区別することが難しいことに留意した。当審議会は、契約条件が同じであるとした場合に、負債の価値が同じ市場の対応する資産の価値から乖離する概念上の理由は存在しないとの結論に至った。

### 負債への適用：不履行リスク

BC73 公開草案は、公正価値測定は、負債に関連する不履行リスク（つまり、企業が債務を履行しないリスク）は、負債の移転前も移転後も同じであると仮定することを提案している。資産として企業の債務を保有する者は、それら資産をプライシングする際に、企業の信用リスク及び他のリスク要因の影響を考慮するであろう。したがって、公開草案は、負債の公正価値測定は、企業の自己の信用リスク（信用状態）及びその他の不履行リスク要因の影響を考慮しなければならないと提案している。

BC74 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、当初認識時に負債の不履行リスクを反映することの意思決定有用性について疑問に思う者はほとんどいなかった。しかし、当初認識後にそうすることの意思決定有用性については疑問に思うコメント提供者は存在した。直感的に不可解で、潜在的に混乱を招くような報告（つまり、信用悪化に対し「利得」、信用改善に対し「損失」）に繋がるというのがそ

の理由であった。当審議会は、こうした懸念は根深く存在することは理解しているが、それらの取扱いは本プロジェクトの範囲外であると結論付けた。本プロジェクトの目的は、公正価値を定義することであり、いつ公正価値を用いるべきかを決定することにある訳ではない。企業の不履行リスクの影響を考慮しない測定は、公正価値測定ではない。当審議会は、コメント募集に向けて開発している別の文書の中でこれらの懸念については検討する計画にしている。

### 負債への適用：制限

BC75 当審議会は、負債を移転する企業の能力に課される制限は負債の公正価値に影響を及ぼさないと結論付けた。負債の公正価値は資産と異なり、市場性ではなく、履行に依存する。市場参加者である譲受人は、債務の履行を求められ（つまり、相手方に対して債務を決済する又はそれ以外に債務を履行する）、企業から負債を引受けるにあたり要求する価格を決定する際、そのことを考慮に入れるだろう。言い換えれば、市場参加者である譲受人は、報告企業と同様に、債務を免除されるためには履行しなければならない。

### 当初認識時の公正価値

BC76 当審議会はディスカッション・ペーパーで、もし測定額が取引価格と異なるとしたら、市場で観察可能できないインプット（観察不能なインプット）を含む測定額を当初認識時の公正価値として用いることは適切かどうかをコメント提供者に尋ねた。当審議会は、この論点に関する予備的見解は表明していない。コメント提供者の見解は、公正価値が観察可能なインプットだけを用いて測定されている場合を除いて、取引価格は常に当初認識時の公正価値の最善の証拠になるという見解（IAS 第 39 号 AG76 項のアプローチ）から、取引価格は常にではないが時に、当初認識時の公正価値を表す可能性があり、インプットの観察可能性のみがこうした状況を必ずしも最良に説明するものではないという見解(SFAS 第 157 号第 17 項のアプローチ)まで多岐に渡った。

\*

BC77 当審議会は、当初認識時の公正価値は、公開草案の提案に従い、観察可能及び観察不能なインプットの両方（必要に応じて）を用いて測定されるべきであると結論付けた。当該価値は、資産又は負債の当初認識時に損益を生じるかどうかに関係なく、測定されなければならない。「初日」の利得又は損失を認識すべきかどうかを判断することは、本プロジェクトの範囲外である。企業は、「初日」の利得又は損失を認識すべきかどうかを判断するには、当該資産又は負債に関する適切な IFRS（例：金融商品については IAS 第 39 号）を参照する。

\* AG76 項に対して提案されている改訂に関して、付録 D の D29 項を参照

BC78 上記の結論に至るにあたり、当審議会は、金融商品の取引価格が当初認識時の公正価値と異なる場合、金融商品に関する初日の利得又は損失の認識を要求すべきかどうかを検討した。当審議会は、IAS 第 39 号の AG76 項の認識基準を変更することは、本プロジェクトの範囲外であると結論付けた。したがって、企業は IAS 第 39 号に従って、金融商品に関する初日の利得及び損失を認識しない。ただし、公正価値が同じ金融商品の観察可能な現在の市場取引との比較により証明できる場合、又はその変数には観察可能な市場からのデータのみが含まれる評価技法を基にしている場合はその限りではない。

BC79 当審議会は、認識基準を変更しなかったが、当初認識時の金融商品の公正価値は公開草案の提案に従って測定されるべきであること、及び AG76 項の適用から生じる繰延金額は公正価値測定と区別することを明確にするため、IAS39 号を改訂することを提案している。言い換えれば、AG76 項の認識基準は、公正価値を測定する場合の制約にはならない。むしろ、それは、当初認識時の公正価値と取引価格の間に結果として差異が生じる場合には、それを認識するかどうかを決定する。

## 評価技法

BC80 公正価値を測定する場合、評価技法を用いる目的は、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われるであろう価格を見積ることにある。

BC81 この目的を達成するべく、公開草案は、公正価値を測定するための評価技法は、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ又はコスト・アプローチと整合しなければならないと提案している。公開草案は評価技法のヒエラルキーは提案していない。なぜなら、特定の評価技法はある状況においては、他の状況よりも、より適切となることがあるからである。その状況における評価技法の適切さを決定するには、判断を必要とする。

BC82 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、資産を再調達するためのコストは、出口価格よりも入口価格により整合すると考えており、コスト・アプローチが公正価値に関する出口価格の定義と整合するのかどうかについて疑問に思う者もいた。当審議会は、資産を再調達するための企業のコストは、当該資産の市場参加者である買い手（それを同じように使用する）が資産を取得するために支払うであろう金額と等しくなる（つまり、入口価格と出口価格は同じ市場なら等しくなる）ことに留意した。さらに、BC61 項から BC63 項において、当審議회가、コスト・アプローチは、特に資産が使用の評価前提を用いて測定されている場合、公正価値を測定する手段として目的適合的となると結論付けた理由を説明している。

BC83 公開草案は、公正価値測定には、市場参加者が資産又は負債をプライシングする

際にリスクを考慮している場合、リスクに関する調整を含めなければならないと提案している。当審議会は、一定の場合、企業がこの調整を数値化することは困難であることに留意したが、困難であるからといって、市場参加者がそれを考慮する場合にこのインプットを除外することは正当化されるものではないとの結論を出した。公開草案は、価格決定モデルなど公正価値を測定するのに用いられる特定の評価技法に固有のリスク（モデル・リスク）、及び評価技法へのインプットに固有のリスク（インプット・リスク）について調整する必要性に焦点を絞っている。

### 公正価値ヒエラルキー

BC84 評価技法は、適切な観察可能なインプットを最大限利用し、観察不能なインプットの利用を最小限に抑えなければならない。公正価値測定及びそれに関連する開示の首尾一貫性及び比較可能性を向上させるために、公開草案は、インプットの相対的な主観性を考慮に入れて、公正価値を測定するために用いられる評価技法へのインプットを 3 つのレベルに優先順位付けを行う公正価値ヒエラルキーを提案している。公正価値ヒエラルキーの中で最も優先順位が高いのが活発な市場における同一の資産及び負債に関する（無修正の）公表価格（レベル 1）であり、最も優先順位が低いインプットが観察可能な市場データに基づかないインプット（レベル 3）である。

BC85 また、公正価値ヒエラルキーは、それらのインプットから生じる公正価値測定を分類する。公正価値測定は、全体の測定にとって重要なインプットの最も低いレベルと同じレベルの公正価値ヒエラルキーに、全体として分類される。例えば、レベル 2 のインプットのみを用いる評価技法は、レベル 2 の公正価値測定になる。しかし、評価技法が、全体の公正価値測定にとって重要なレベル 3 のインプットも用いる場合、その結果生じる測定額はレベル 3 の公正価値測定額になる。

### レベル 1 のインプット

BC86 レベル 1 のインプットは、活発な市場における同一の資産及び負債に関する（無修正の）公表価格である。当審議会は、これらの価格は一般的に公正価値の最も信頼できる証拠を提供するので、可能な場合は常に、これらの価格を公正価値測定のために用いなければならないと結論付けた。公開草案は、活発な市場を、継続的に価格情報を提供するのに十分な頻度かつ数量で資産又は負債の取引が行われている市場と定義している。当審議会は、異なる用語を用いているが、この定義は IFRS の活発な市場の定義と整合していると結論付けた。

(a) IAS 第 36 号、IAS 第 38 号「無形資産」及び IAS 第 41 号は、活発な市場とは、「(i) 市場内で取引される物品は同質である；(ii) 自発的な買い手と売り手を通常いつでも見つけられる；かつ(iii) 価格は公表されている」と定めている。



(b) IAS 第 39 号は、活発な市場とは、「公表価格は取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、価格決定機関又は規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、これらの価格は、独立第三者間取引条件に基づく実際かつ定期的に生じる市場取引を表す」と定めている。

BC87 公開草案は、企業が公正価値で測定される必要のある大量の類似する資産及び負債を保有しており、活発な市場での公表価格が、これらの資産及び負債のそれぞれについて容易にアクセスできない場合、企業は便宜的に、公表価格だけに依拠することのない他の価格決定方法を用いることができることを提案している（結果生じる公正価値測定は、低いレベルの測定になる）。これは、公正価値測定は関連する観察可能なインプットを最大限活用すべきであるという原則から逸脱する。しかし、当審議会は、この特定の便宜上の手段を費用対効果の観点から正当化できるとしている。

### レベル 2 のインプット

BC88 レベル 2 のインプットとは、資産又は負債について（直接又は間接的に）観察可能となる、レベル 1 に含まれる公表価格以外の全てのインプットをいう。当審議会は、直接観察可能ではないが、観察可能な市場データに基づく又は裏付けられる、市場の裏付けがあるインプットは、レベル 3 に分類される観察不能なインプットより主観的ではないため、それらのインプットをレベル 2 に含めることが適切であると結論付けた。さらに、当審議会は活発でない市場において、取引に秩序がない場合の公正価値測定を取扱うために、追加のガイダンスが必要であると結論付けた（BC10 項及び BC11 項参照）。

### レベル 3 のインプット

BC89 レベル 3 のインプットとは、観察可能な市場データに基づかない資産又は負債に関するインプットをいう（観察不能なインプット）。

BC90 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、重要な観察不能なインプットを用いた測定を公正価値測定として表すことは、誤解を招くと述べる者もいた。観察不能なインプットは市場参加者が考慮しないであろう企業固有の要因を含んでいる可能性があることも懸念された。したがって、そうしたコメント提供者は、当審議会は重要な観察不能なインプットを用いた測定に対して異なる名称を用いるべきであると提案した。しかし、当審議会は、以下のような理由から公開草案で説明されている 3 つのヒエラルキーの全てのレベルに関し「公正価値」という名称を用いる方が利用者にとってより役に立つと結論付けた。

(a) 提案されている公正価値の定義は、評価技法とそれらに対するインプットに関する明確な目的を識別している。つまり、市場参加者が考慮するであろう全ての要

因を考慮し、市場参加者が除外するであろう全ての要因を除外している。レベル3の測定に関して代替的な名称を用いた場合、そのような明確な目的が識別しにくくなるだろう。

- (b) レベル2とレベル3の区別は、間違いなく主観的である。そのような主観的な境界線をはさむどちらか一方に異なる測定目的を採用することは望ましくない。
- (c) レベル3の測定に異なる名称を採用した場合、公正価値を参照するにあたって、公正価値を参照する場合と他の測定基礎を参照する場合に置き換えなければならなくなり、2つの測定基礎がいつ使われるかについての説明しなければならなくなるため、IFRS案の作成が著しくより複雑になるだろう。

当審議会は、重要な観察不能なインプットの利用からもたらされる測定について異なる名称を求めるよりも、それらの測定に関する開示を強化することが望ましいと考える（本IFRS（案）の第57項(e)参照）。

BC91 当審議会は、レベル3のインプットの出発点は、報告企業により設定される見積りであること認めている。しかし、企業は、合理的に入手可能となる情報により、他の市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に別のデータを用いる、又は他の市場参加者には入手できない、企業にとって特別な何か（例：企業固有のシナジー）が存在することが示される場合、それらのインプットを調整しなければならない。

BC92 コメント提供者の中には、企業は、監査人又は規制当局により、市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定に関する情報を取得するためにあらゆる努力を強いられるかもしれないと懸念する者もいた。さらに、反証データが存在しないと主張してもその判断が疑問視されるのではないかと懸念していた。公開草案は、そのようなあらゆる努力は必要ないと提案している。しかし、市場参加者の仮定についての情報が合理的に入手可能となる場合、企業はそれを無視することはできない。

### ビッド価格及びアスク価格を基にしたインプット

BC93 一定の状況では、インプットはビッド価格及びアスク価格に基づいて決定される可能性がある（例：ディーラー間市場。そこでは、ビッド価格はディーラーが支払いたい価格を表し、アスク価格はディーラーが売却したい価格を表す。）。IAS第39号は、買ポジション（資産）については、ビッド価格を用い、売ポジション（負債）については、アスク価格を用いることを求めている。IAS第36号及びIAS第38号も同様の規定を定めている。IFRSのビッド・アスク・スプレッドのガイダンスは、観察可能な市場価格についてのみ議論されている。つまり、ビッド・アスク・スプレッドのガイダンスは、活発な市場が存在しない場合の評価技法については定められていない。

BC94 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、現在 IFRS で定められるような単一のビッド・アスク・スプレッド価格決定モデルは、ビッド価格及びアスク価格を用いた公正価値測定の首尾一貫性及び比較可能性を最大化するという事に同意する者がいた。しかし、多くのコメント提供者が、異なる市場参加者がビッド・アスク・スプレッド内にあっても異なる価格で取引を行うため、結果として生じる測定は全てのケースで適切になるという訳ではないと述べていた。当審議会は、異なる市場における異なる企業がビッド・アスク・スプレッド内の異なるポイントで取引を行うことに留意した。結果として、公開草案は、公正価値測定はその状況において公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド間の価格を用いるべきであると提案している。

BC95 さらに、当審議会はビッド・アスク・スプレッドのガイダンスは、当該価格が継続的に算定されることを条件に、公正価値ヒエラルキーの全てのレベルにおいて適用すると結論付けた。しかし、当審議会は、ビッド・アスク・スプレッドは、一定の資産及び負債、特に市場で取引されない資産及び負債（多くの非金融資産及び負債）について、観察可能とはならない場合があることを認めていた。結果として、公開草案は、そのようなビッド・アスク・スプレッドが直接又は間接的に観察可能とはならない場合には、企業はビッド・アスク・スプレッドを算定するためにあらゆる努力を行う必要はないと提案している。

BC96 この提案を開発するにあたり、当審議会は、多くの状況で、ビッド価格及びアスク価格により、市場参加者が関連する資産又は負債を交換する価格を交渉する範囲が決まることに気付いた。当審議会は、公開草案において公正価値測定の目的をすでに明確に定めていたため、企業はその目的を満たす際に判断を用いなければならないと結論付けた。したがって、買ポジション（資産）に対するビッド価格の利用及び売ポジション（負債）に対するアスク価格の利用は容認されるが、要求されるものではない。さらに、公開草案は、買ポジション（資産）に対するビッド価格の利用及び売ポジション（負債）に対するアスク価格の利用を提案していないため、公開草案はポジションの相殺に関するガイダンスを含まない。

BC97 IAS 第 39 号では、ビッド・アスク・スプレッドを取引コストのみを含めるものと定義している。公正価値を算出するための他の調整（例：相手方の信用リスクについて）は、「ビッド・アスク・スプレッド」という用語には含まれない。ディスカッション・ペーパーに対するコメント提供者の中には、入口価格と出口価格の間に潜在的な差異が存在すると説明し、ディスカッション・ペーパーで提案されているビッド・アスク・スプレッドのガイダンスには当該見解が反映されているのかどうかについて尋ねる者もいた。当審議会は、取引コスト以外に（もし存在するとして）何がビッド・アスク・スプレッドに含まれるかを特定しないことを決定した。むしろ、企業は、そ

の状況において最も公正価値をよく表すビッド・アスク・スプレッド内のポイントの判断する際に当該評価を行う必要がある。

## 開 示

---

BC98 IFRS の公正価値測定に関する開示規定は多様である。当審議会は、公正価値測定フレームワークを提案しているが、公開草案では公正価値測定に関する開示の拡大も提案すべきであると考えている。\*

BC99 公開草案は、(a)SFAS 第 157 号及び IFRS が現在要求している開示を組合せ、(b)財務諸表利用者が有用であると提案している追加の開示を定める、包括的な開示のフレームワークを提案している。当審議会は、この提案を開発するにあたり、財務諸表の利用者及び作成者並びに IASB の専門家諮問パネルからコメントを受領した。

BC100 2008 年 10 月に公表された公開草案「金融商品に関する開示の改善」に対するコメント提供者の中には、開示規定に 2 つの重要性の基準が用いられていることを疑問視する者がいた。1 つは、公正価値測定全体に対するインプットの重要性に関するもの（公正価値ヒエラルキーと整合する）であり、もう 1 つは、例えば、総資産又は負債及び損益などに対する測定額の重要性に関するもの（IFRS の現行規定と整合する）である。

BC101 当審議会は、重要性は状況により左右されるため、この 2 つの区別は必要であると結論付けた。インプットの重要性は、当該インプットが公正価値測定に及ぼす影響に関係する。公正価値測定額の重要性は、企業の資産又は負債に対する測定額の影響に関係し、当該測定額の変動により純利益に影響する。

## 感応度分析

BC102 財務諸表利用者に公正価値測定額の潜在的な変動性に対する感覚を与えるために、公開草案は、評価技法の利用に関する情報、特に、公正価値測定の主な評価インプットに対する感応度が開示されなければならないと提案している。

BC103 この結論に至るにあたり、当審議会は、特に、当該開示が適用されるインプットが多数存在する場合や仮定が相互依存している場合には、感応度の開示は困難になるという見解を検討した。しかし、当審議会は、インプットの感応度の詳細な定量的開示は全てのインプットに対して要求されるものではなく（合理的に可能な代替的仮定により公正価値の見積りが著しく異なる場合のインプットに関してのみ）、また、当該開示は企業に仮定間の相互作用を反映することを求めないことに留意した。

---

\* 本 IFRS (案) は、IFRS 第 7 号 (2009 年 3 月改訂) におけるいくつかの開示規定を含む。本 IFRS (案) の規定は、金融商品に限定される訳ではなく、該当する場合は、その他の資産及び負債に関する公正価値測定にも適用される。

BC104 さらに、当審議会は、こうした開示により、評価技法により算定された公正価値が、他の手段により算定されたものより信頼性が劣ることが示唆される可能性があるかどうかを検討した。当審議会は、評価技法を用いて算定された公正価値測定は、観察可能な市場価格から算定されるものより主観的であることに留意し、利用者は、この主観性の範囲を評価するために役に立つ情報を必要としていると結論付けた。

### 評価手法及び評価手法へのインプット

BC105 公開草案は、インプットを設定するために用いられる情報を含め、公正価値測定に用いられる方法及びインプットを開示することを要求する提案を行っている。当審議会は、財務諸表利用者及び IASB の専門家諮問パネルから、このような開示は、特に入手可能な市場情報が限られているか、全くない場合に、必要であるというフィードバックを受領した。したがって、当審議会はこのような開示規定により公正価値測定の透明性が改善すると結論付けた。

### 中間財務報告

BC106 公開草案は、金融商品に関して、年次財務諸表で要求される特定の公正価値の開示は、中間財務報告に対しても適用することを提案している。これは、非金融資産及び非金融負債に関して提案されているアプローチとは異なる。非金融資産及び非金融負債については、IAS 第 34 号「中間財務報告」の現行の規定を超える特定の公正価値開示規定はない。当審議会は、金融危機が発生して以来の金融商品に対する関心の高まりを勘案すると、金融商品について追加の開示を求めることの便益は、関連するコストを上回ると結論付けた。

### 発効日及び経過規定

BC107 当審議会は、公正価値測定に関する IFRS を承認した場合、公開草案の提案に関する発効日を定める。当審議会は通常基準が公表されてから 6 ヶ月から 18 ヶ月が経過するまでの日を発効日として定める。

BC108 当審議会は、公正価値を測定するために用いられる方法の変更は、公正価値測定の変更と一体であると考え（つまり、新しい事象が生じる又は新しい情報が入手される時；例：より優れた知見又は改善された判断を通じて）したがって、当審議会は、本 IFRS は将来に向かって適用されるべきであること（会計上の見積りの変更と同じ方法）を提案する。

### 新興市場での適用

BC109 当審議会は、公開草案の原則は、新興市場及び開発途上国も含む、全ての国にお

ける全ての公正価値測定に対して適用されるべきであると考え。当審議会は、これらの市場及び経済圏に関し追加的なガイダンスを開発する必要はないと考える。

## 米国会計基準とのコンパジェンス

---

BC110 BC7 項で記載した通り、公開草案を開発する上での当審議会の出発点は SFAS 第 157 号であった。当審議会は、次の点を除き、公開草案の提案は改訂後 SFAS 第 157 号と概ね整合していると考え。

- (a) 範囲。SFAS 第 157 号と異なり、本 IFRS (案) は、リース取引に適用されるであろう。しかし、企業結合における再取得権の測定又は要求払いの特性を有する金融負債の測定には適用されないであろう (BC29 項)。
- (b) 参照市場。SFAS 第 157 号は、資産を売却し負債を移転する取引は主要な市場 (又は、主要な市場が存在しない場合は、最も有利な市場) で行われると仮定しているのに対して、公開草案は、取引は企業がアクセスできる最も有利な市場において行われると企業は仮定すべきであると提案している (BC37 項から BC41 項)。
- (c) 最有効使用。SFAS 第 157 号と異なり、公開草案は、資産の最有効使用とは異なる方法で、企業が当該資産を他の資産と一緒に使用する場合に関する開示規定を提案している (BC54 項及び BC55 項)。
- (d) 大量保有要因。SFAS 第 157 号は、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 の範囲内で測定される金融商品について会計単位を定めているのに対して、本 IFRS (案) は、金融商品に関する会計単位について定めていない。IAS 第 39 号は、金融商品の会計単位は個々の商品であると定めている。これは、3 つの公正価値ヒエラルキーの全てのレベルに対して適用される (BC34 項及び BC35 項)。
- (e) 初日の損益。SFAS 第 157 号は、公正価値測定が観察不能なインプットを用いている場合であっても初日の損益の認識を非明示的に求めているのに対して、公開草案は、損益を認識するかどうかを判断するにあたって当該資産又は負債に関する関連する基準 (例: 金融資産及び金融負債に関しては IAS 第 39 号) に従うとしている (BC76 項から BC79 項)。
- (f) 評価前提及び金融商品。SFAS 第 157 号と異なり、公開草案は、使用の評価前提は金融資産には目的適格的ではないと明確に述べている (BC57 項)。
- (g) 負債の測定。SFAS 第 157 号は、負債の測定について限定されたガイダンスしか含まないのに対して、公開草案は、相手方が対応する資産の公正価値を測定するために用いるのと同じ方法を用いて負債を測定するというフレームワークを提案している。FASB は、SFAS 第 157 号に準拠する公正価値での負債の測定を明確にする

スタッフ意見書を開発中である。開発が終了したら、その提案は、本 IFRS（案）の提案とほぼ整合することが予想される（BC67 項から BC72 項）。

- (h) 持分金融商品の測定。SFAS 第 157 号と異なり、公開草案は、公正価値で測定される持分金融商品に出口価格の概念をどのように適用するかについて議論している。
- (i) 用語の変更。IASB スタッフは公開草案と改訂後 SFAS 第 157 号との間の用語の違いを示すマークアップされたテキストを作成中である。マークアップされたテキストは IASB のウェブサイトですべて入手可能となる。

## 費用対効果

---

BC111 財務諸表の目的は、幅広い利用者にとって経済的意思決定に有用な、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する情報を提供することにある。この目的を実現するため、当審議会は、本 IFRS（案）が重要なニーズを満たし、その結果もたらされる情報の便益全体が、それを提供するコストを正当化するものとなるよう努力している。新しい基準を適用するコストは、均等に負担されない可能性があるが、財務諸表利用者は財務報告の改善から便益を受け、結果として、資本及び信用市場の機能と経済における資源の効率的配分が促進されることになる。

BC112 費用対効果の評価は、必然的に主観的なものである。この判断を行う上で、当審議会は次の点を検討している。

- (a) 財務諸表の作成により発生するコスト
- (b) 情報が入手できない場合に、財務諸表利用者に発生するコスト
- (c) 代替情報を設定するために利用者に発生するコストと比較した場合の、作成者が情報を設定する場合に有する比較優位
- (d) 改善された財務報告の結果もたらされる、より優れた経済的意思決定の便益

BC113 公開草案は、公正価値の定義と公正価値を測定するためのフレームワークを提案している。公正価値を測定するためのフレームワークと一体となる公正価値の単一の定義は、適用における首尾一貫性を高め、結果としてもたらされる公正価値測定に関して比較可能性を高めることになる。

BC114 公正価値測定に関して提案されている開示は、財務諸表利用者にとって提供される情報の質を改善する。幅広い利用者にとって経済的意思決定をする上で有用となる情報を提供することは、「フレームワーク」における財務諸表の目的である。公開草案で提案されている開示規定を開発するにあたり、開示が費用対効果の合理的な制約の範囲内で提供されるように、当審議会は財務諸表の利用者及び作成者並びにその他の利害関

係者（専門家諮問パネルのメンバーを含む）からの意見を求めた。

BC115 さらに、公開草案では、公正価値測定額を算定するために現行存在するガイダンスを単純化し、IFRSの複雑性を増している相違点を解消している。

BC116 公正価値を測定するためのフレームワークは、現行の実務と規定に基づいているが、公開草案で提案されている方法の一部は、一部の企業にとって実務の変更に繋がる可能性がある。さらに、一部の企業はシステムを開発し、運営上の変更を行う必要があり、そのための追加的なコストが発生する。それ以外の企業でも、本提案を適用する際に追加的なコストが発生するかもしれない。しかし、当審議会は、公正価値情報の首尾一貫性と比較可能性の向上及び財務諸表利用者に対するそうした情報のコミュニケーションが改善することにより生じる便益は継続するものであると考えている。つまり、当審議会は、公開草案における提案は財務報告を改善することになると結論付けた。